

副本

令和4年(ワ)第5542号損害賠償請求事件 (国家賠償請求)

原告 江口大和

被告 国

準備書面(1)

令和4年6月30日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

被告指定代理人	荒	木	真希子	
	宮	澤		
	北	口	直	

目 次

第1 訴状「請求の原因」に対する認否	3
1 「第1 事案の概要」について	3
2 「第2 経過の概要」について	3
3 「第3 検察官らによる違法行為 1 検察官らの行為の違法性—黙秘権侵害」について	3
4 「第3 検察官らによる違法行為 2 川村検察官の行為の違法性—弁護人依頼権侵害」について	4
5 「第3 検察官らによる違法行為 3 川村検察官の行為の違法性—人格権侵害」について	6
6 「第4 一連の違法行為によって江口氏が被った損害」について	14
7 「第5 結語」について	14
第2 事実経過	14
1 本件犯人隠避教唆事件の概要	14
2 本件訴訟に至る経緯	15
第3 被告の主張	16
1 はじめに	16
2 国賠法1条1項の「違法」の意義	16
3 検察官による取調べについての違法性の判断基準	16
4 原告の主張には理由がないこと	17
5 小括	19
第4 結語	19

被告国は、本準備書面において、訴状の「請求の原因」に対する認否をすともにも、本件に関する被告の主張を述べる。

第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 事案の概要」について

(1) 「1」について

原告が逮捕された平成30年10月15日以後、同年11月5日までの間に連日の取調べを受けたとあるが、横浜地方検察庁検察官（当時）川村政史（以下「川村検察官」という。）及び同検察庁検察官（当時）片山徳征（以下「片山検察官」という。）による原告に対する取調べの日時は、正確には乙1号証のとおりである。

(2) 「2」について

争う。

2 「第2 経過の概要」について

(1) 「1」について

認める。

(2) 「2」について

原告が、平成30年10月15日の弁解録取において、2記載の発言をしたことは認め、その余は否認ないし争う。

なお、川村検察官及び片山検察官（以下「検察官ら」という。）による原告に対する取調べの日時は、正確には乙1号証のとおりである。

(3) 「3」について

認める。

3 「第3 検察官らによる違法行為」について

(1) 「1 検察官らの行為の違法性—黙秘権侵害 (1)」について

第1段落のうち、原告が、平成30年10月15日の弁解録取及び同月16日の取調べの冒頭において、1記載の発言をしたことは認め、その余は否認ないし争う。検察官らによる原告に対する取調べの日時は、乙1号証のとおりである。

第2段落及び第3段落は争う。

(2) 「1(2)」について

否認ないし争う。

4 「2 川村検察官の行為の違法性—弁護士依頼権侵害」について

(1) 「(1) 弁護士依頼権保障の趣旨」について

第1段落について、原告が引用する最高裁判決が存在することは認める。

第2段落は争う。

(2) 「(2) 川村検察官の違法な言動」について

本文第1段落は否認する。

本文第2段落は争う。

本文第3段落（「なお、当時の弁護士は」から「代理人が補ったものである。」まで）は認める。

(3) 「① 10月25日の取調べでの言動」について

同日の取調べ中、川村検察官が①アないしウ記載の発言をしたことは認め、その余は否認する。

弁護士である原告は、[REDACTED]において訴外 [REDACTED]（以下「訴外 [REDACTED]」という。）に対し、訴外 [REDACTED]（以下「訴外 [REDACTED]」という。）の道路交通法違反事件（以下「本件道路交通法違反事件」という。）について犯人隠避を教唆したという犯人隠避教唆（以下「本件犯人隠避教唆」という。）の被疑事実で逮捕されたものであるところ、①アないしウ記載の川村検察官の発言の趣旨は、川村検察官が、同日の取調べにおいて、原告が

弁護士でありながら、弁護士としての知識を悪用したことについて反省を促すために、本件犯人隠避教唆が、弁護士全体に対する社会の信頼を損ないかねない問題をはらむことを示して、他の弁護士に迷惑をかけてはいけない旨説諭したものであって、3人の弁護人らが原告の弁護人の立場にあることについて述べたものではない。

また、①アないしウ記載の発言は、上記趣旨であるから、何ら原告と弁護人らとの間の信頼関係を破壊するものでもない。

(4) 「② 10月27日の取調べでの言動」について

同日の取調べ中、川村検察官が②記載の発言をしたことは認め、その余は否認する。

川村検察官は、同月26日に原告の妻を取り調べたところ、同人の言動から、同人が、原告の身柄拘束が2日か10日で解かれるものと思っていることがうかがわれたことから、同月27日の原告の取調べにおいて、原告の妻の誤った認識について指摘した上で、原告が逮捕前に妻にしていた説明が、自己の刑事手続について過度に楽観的な見通しを持っていたことによるものではないかとして反省を促し、改めて、原告に自身の刑事責任の重さを自覚させて、真実を供述するよう説得しようという趣旨から、②記載の発言をしたものであり、弁護人らと原告の妻とのやり取りの状況について述べたものではない。

また、②記載の発言は、上記趣旨であるから、何ら原告と弁護人との間の信頼関係を破壊するものではない。

(5) 「③ 10月28日の取調べでの言動」について

認める。

ただし、川村検察官は、原告のノートに「相手（検察官、警察官）の仕事量を増やす、または、仕事を妨げる」旨記載されていたことから、甲1号証

の準抗告申立書に記載された「黙秘の意思は変わらないから取調べを行う必要性は勾留期間を延長する理由になり得ない」旨の内容について、これが弁護人ではなく原告本人の認識であると推察した上で、その原告本人の認識の誤りを正すために、準抗告が棄却されたことを踏まえて説明したものであり、③記載の発言は、原告と弁護人との間の信頼関係を破壊するものではない。

5 「3 川村検察官の違法性－人格権侵害」について

(1) 「(1) 社会通念上相当と認められる限度を超える取調べの違法性」について

原告が引用する最高裁判決が存在することは認める。

(2) 「(2) 川村検察官の違法な言動」について

本文については否認ないし争う。

(3) 「① 10月18日の取調べでの言動」について

ア 「ア」について

認める。

ただし、その前提として、原告が、同月16日、取調べの中断後、再開直後に水を飲みたい旨申し立てたことがあり、その際、川村検察官が、取調べ室においては水を飲ませることはできないことを原告に伝えていたという事実があった。

また、同月18日、原告が取調べ開始後約30分経過した時点で、トイレのために取調べの中断を申し出たことから、川村検察官が取調べを中断したところ、原告が水を要求し、取調べ室に入ることを拒んだことから、川村検察官は、刑務官に対し、原告に頻繁に水を飲む必要がある持病がないことを確認した上で、改めて原告に対し、ア記載の発言に続けて持病の有無を確認したものであって、頻繁に水を飲ませることにより無用な取調べの中断を余儀なくされることを避けるため、原告に注意を促したもので

あるから、原告を侮辱したり、その人格権を侵害するものではない。

イ 「イ」について

否認する。

この発言の趣旨は、事実を争い、虚偽の弁解に基づいた主張をすると周囲に事実上の負担を含めた迷惑がかかる旨、一般論としての説諭をしたものであり、何ら原告を侮辱したり、その人格権を侵害するものではない。

ウ 「ウ」について

同日の取調べ中、川村検察官がウ記載の発言をしたことは認め、その余は否認する。

ウ記載の発言の趣旨は、川村検察官が、原告に対し、取調べ状況等報告書への署名は同一性の証という形式的なものにすぎない旨説明した上で、記載内容に誤りがないのであれば署名押印するよう説得を試みたものであり、何ら原告を侮辱したり、その人格権を侵害するものではない。

(4) 「② 10月21日の取調べでの言動」について

ア 「ア」について

同日の取調べ中、川村検察官がア記載の発言をしたことは認めその余は否認ないし争う。

なお、黙秘権とは「自己に不利益な供述を強要されない」権利（憲法38条1項）であって、「自己が刑事上の責任を問われる虞ある事項について供述を強要されないことを保障したものと解すべきである」（最高裁昭和32年2月20日大法院判決・刑集11巻2号802ページ）ところ、原告の主張する「全面的な黙秘権」の趣旨は定かでないが、これが、「自己に不利益な供述とはいえない事項を含め、一切の供述を強要されない権利」との趣旨であれば、憲法38条1項及び上記判決に照らして誤りである。

ア記載の発言の趣旨は、憲法38条1項及び上記判決を踏まえた上で、原告が弁護士である以上、原告が憲法38条1項及び上記判決の存在を知っているであろうことを前提に、原告にとって自己に不利益な供述には該当しない体調確認の質問に対して応答しないことに疑問を呈したものであり、何ら原告の人格等を侮辱したものではない。

イ 「イ」について

平成30年10月21日の取調べ中、川村検察官が「バランスの悪さを感じますよね。」「着眼点が修習生だね。」「視野が狭い。」と発言したことは認め、その余は否認する。

「被疑事実と無関係の江口氏の弁護士としての活動につき」とあるが、川村検察官は、原告が弁護士でありながら、弁護士としての知識を悪用して犯人隠避教唆を行ったという本件被疑事実の事案としての特殊性に鑑み、その動機形成の過程において、原告の刑事弁護に臨む態度や考え方に偏りや反省すべき点がなかったか内省を深めさせるべく説諭する一環として発言したものであり、原告の弁護士としての活動を批判したり、人格等を侮辱したものではない。

ウ 「ウ」について

同日の取調べ中、川村検察官がウ記載の発言をしたことは認める。

しかし、ウ記載の発言の趣旨は、同月18日に、原告に対し、取調べ状況等報告書への署名は同一性の証という形式的なものにすぎない旨説明した上で、記載内容に誤りがないのであれば署名指印するよう説得したにもかかわらず、原告が、引き続き、取調べ状況等報告書への署名指印を拒否したことから、原告が自己の刑事責任を悔い改めようとならない態度に終始していることを指摘した上で、再度、署名指印をするよう説得を試みたものであり、何ら原告の人格等を侮辱したものではない。

(5) 「③ 10月23日の取調べでの言動」について

ア 「ア」について

否認する。

川村検察官は、「『黙秘です。』と。それは怒るでしょう。なんなんだそれは。弁護士じゃないのか。なんで説明しないんだ。」旨の発言をしたものである。

なお、川村検察官は、この発言に先立って、本件道路交通法違反事件の際、訴外■が起こした交通事故（以下「本件交通事故」という。）で死亡した同乗者の■（以下「訴外■」という。）の遺族の心情について言及していたものであり、この発言の趣旨は、黙秘権の行使を続けていることを非難したのではなく、訴外■の遺族の心情を想像するよう促し、真摯な反省に基づいて真実を供述するように説得したものであり、何ら原告の人格等を侮辱したのではない。

イ 「イ」について

同日の取調べ中、川村検察官がイ記載の発言をしたことは認める。

しかし、川村検察官は、原告が同月18日の取調べ中にトイレに行きたい旨申し出て取調べが中断したことがあったことから、原告に対し、取調べ開始前にトイレに行っておくように注意を促していたところ、それにもかかわらず、原告が、同月19日、同月20日、同月21日、同月22日と、取調べ中にトイレに行きたい旨申し出た上、同月23日には、取調べ開始から1時間も経過しない時点でトイレに行きたい旨申し出たことから、故意に取調べを中断させるような態度を諫める趣旨でイ記載の発言したものであり、何ら原告の人格等を侮辱したのではない。

ウ 「ウ」について

同日の取調べ中、川村検察官がウ記載の発言をしたことは認め、その余

は否認する。

ウ記載の発言は、「江口氏が罪を認める供述をしないこと」に向けられたものではなく、原告が本件犯人隠避教唆の証拠物であるUSBの所在場所を供述しなかったことから、原告の実家の捜索が必要となったり、再三の注意にもかかわらず、原告が取調べ中にトイレに行きたい旨申し出て、拘置所職員に迷惑をかけたりにしていることなどについて、自覚を促そうとしたものであり、何ら原告の人格等を侮辱したのではない。

(6) 「④ 10月25日の取調べでの言動」について

同日の取調べ中、川村検察官が④記載の発言をしたことは認め、その余は否認する。

④記載の発言は、「江口氏が黙秘権の行使を続けていること」について述べたものではなく、取調べを開始するに当たって、川村検察官が原告に挨拶をしたのに対し、挨拶が自己に不利益な供述に該当しないにもかかわらず、原告が挨拶をしないことに疑問を呈したものであり、何ら原告の人格等を侮辱したのではない。

(7) 「⑤ 10月26日の取調べでの言動」について

ア 「ア」について

同日の取調べ中、川村検察官がア記載の発言をしたことは認め、その余は否認ないし争う。

ア記載の発言は、「江口氏の弁護士としての活動」について述べたものではなく、原告が、被害者等の感情を現実のものとして想像できていないのではないかと指摘しようとしたものであり、何ら原告の人格等を侮辱したのではない。

イ 「イ」について

同日の取調べ中、川村検察官がイ記載の発言をしたことは認め、その余

は否認ないし争う。

イ記載の発言経緯は、原告が押収品目録の「住居」欄に勤務先事務所の所在地を記載したため、川村検察官が、自宅の住所を書くように説明したにもかかわらず、原告が訂正に応じなかったというものであり、イ記載の発言は、かかる原告の態度を諷める趣旨であり、何ら原告の人格等を侮辱したものではない。

ウ 「ウ」について

同日の取調べ中、川村検察官がウ記載の発言をしたことは認め、その余は否認ないし争う。

ウ記載の発言は、「江口氏の弁護士としての能力」や「江口氏の発想や考え方」について述べたものではなく、原告が、弁護士でありながら、犯人隠避教唆という犯罪行為をしてまで訴外 ■■■ の刑事責任を免れさせようとした判断が誤ったものであったことを自覚するよう促す趣旨であり、何ら原告の人格等を侮辱したものではない。

エ 「エ」について

同日の取調べ中、川村検察官がエ記載の発言をしたことは認める。

しかし、エ記載の発言は、川村検察官が原告の妻を取り調べた際に、同人の言動から、同人が、原告の身柄拘束が2日か10日で解かれるものと思っていた様子がうかがわれたことから、原告が逮捕前に妻にしていた説明が誤っていたのではないかと指摘し、原告に、改めて、原告自身の刑事責任の重さを自覚し、真実を供述するよう説得しようとしたものであり、何ら原告の人格等を侮辱したものではない。

(8) 「⑥ 10月27日の取調べでの言動」について

ア 「ア」について

同日の取調べ中、川村検察官がア記載の発言をしたことは認め、その余

は否認する。

ア記載の発言は、「江口氏の弁護士としての能力」について述べたものではなく、川村検察官が、同日の取調べにおいて、原告が弁護士としての知識を悪用するという事件を起こすに至った経緯についての内省を深めさせるための話をする中で、犯人隠避教唆という犯罪行為を行ってまで、訴外 ■■■ の刑事責任を免れさせようとしたことを非難する趣旨であり、何ら原告の人格等を侮辱したものではない。

イ 「イ」について

同日の取調べ中、川村検察官がイ記載の発言をしたことは認め、その余は否認する。

イ記載の発言は、「江口氏が罪を認める供述をしないこと」について述べたものではなく、弁護士である原告に対して、真摯な反省に基づいて真実を供述することの合理性を教示したものであって、何ら原告の人格等を侮辱したものではない。

(9) 「⑦ 10月28日の取調べでの言動」について

ア 「ア」について

同日の取調べ中、川村検察官がア記載の発言をしたことは認め、その余は否認する。

ア記載の発言は、「江口氏の弁護活動」や「江口氏の依頼者」について述べたものではなく、原告が弁護士としての知識を悪用するに至った動機形成過程について内省を深めさせ、真摯な反省に基づいて真実を供述するように説得する趣旨であり、何ら原告の人格等を侮辱したものではない。

イ 「イ」について

同日の取調べ中、川村検察官がイ記載の発言をしたことは認め、その余は否認する。

川村検察官は、イ記載の発言に先立って、原告が、逮捕時、マスコミに対して挑発的な言動をしていたことを踏まえ、そのような言動をすれば無用に世間で騒がれるおそれもあることを指摘しており、そうならば原告を指導した関係者等に迷惑をかけるおそれがあると論ず趣旨で申し向けた発言であって、何ら原告の人格等を侮辱したものではない。

ウ 「ウ」について

同日の取調べ中、川村検察官がウ記載の発言をしたことは認める。

しかし、ウ記載の発言は、犯人隠避教唆という犯罪行為により訴外[]の刑事責任を免れさせようとしたことについて、その弁護士資格に与える影響を自覚させ、真摯な反省に基づき真実を供述するよう促す趣旨であり、何ら原告の人格等を侮辱したものではない。

エ 「エ」について

同日の取調べ中、川村検察官がエ記載の発言をしたことは認め、その余は否認する。

エ記載の発言は、「江口氏の弁護士としての適性」について述べたものではなく、犯人隠避教唆という犯罪行為により訴外[]の刑事責任を免れさせようとしたことの悪質性を指摘して反省を促すとともに、その弁護士資格に与える影響を自覚させ、真摯な反省に基づき真実を供述するよう促す趣旨であり、何ら原告の人格等を侮辱したものではない。

(10) 「⑧ 11月1日の取調べでの言動」について

ア 「ア」について

同日の取調べ中、川村検察官がア記載の発言をしたことは認め、その余は否認する。

しかし、ア記載の発言のうち、「あなたの中学校の成績を見ていたら」から「論理性がずれているんだよなあ」までの発言は、原告が真実を供述

しない態度を改めようとしなかったことについての不合理性を指摘する趣旨であり、何ら原告の人格等を侮辱したものである。

また、ア記載の発言のうち、「相手がどう考え」から「想像力も低いっというんですかね」までの発言は、「江口氏の能力」について述べたものではなく、原告が、本件交通事故で死亡した訴外 ■■■ や遺族の感情に思いを致さない態度を諷める趣旨であり、何ら原告の人格等を侮辱したものである。

イ 「イ」及び「ウ」について

同日の取調べ中、川村検察官がイ及びウ記載の発言をしたことは認めるが、イ記載の発言は、「江口氏の人格」について述べたものではなく、イ及びウ記載の発言は、逮捕前の在宅での取調べにおいて、原告が虚偽の弁解をしたことを諷める趣旨であり、何ら原告の人格等を侮辱したものである。

6 「第4 一連の違法行為によって江口氏が被った損害」について

否認ないし争う。

7 「第5 結語」について

争う。

第2 事実経過

1 本件犯人隠避教唆事件の概要

本件犯人隠避教唆事件の被疑事実の要旨は、訴外 ■■■ が訴外 ■■■ に対し、同人が運転免許を有しないで自動車を運転することとなるおそれがあることを知りながら、平成28年5月12日、自己の所有する普通乗用自動車を提供した本件道路交通法違反事件に関し、弁護士である原告が、訴外 ■■■ の刑事責任を免れさせようと企て、同人と共謀の上、訴外 ■■■ に対し、同人が訴外 ■■■ に無

断で同車を持ち出して運転したものであるなどと警察官に虚偽の事実を申告するよう依頼することとして、原告が、同年6月7日、
において、勾留されていた訴外 に対して、前記依頼するなどし、訴外
にその旨決意させ、同人をして、において、警察官に対し、訴外
に無断で同車を持ち出して運転したものである旨虚偽の申告をさせたというものである。なお、訴外 は、同年5月28日、無免許運転により、同車で本件交通事故を起こして、同乗していた訴外 を死亡させている。

原告は、同年6月7日、「弁護人となろうとする者」(刑事訴訟法39条1項)として、別件住居侵入、窃盗の被疑事実で前記留置施設において勾留中であつた訴外 と接見したものであるが、その当時、同事件については、同月6日に既に国選弁護人が選任されており、その後、原告が訴外 の刑事弁護人に選任された事実はない。

2 本件訴訟に至る経緯

- (1) 原告は、平成30年10月15日、横浜地方検察庁検察官により、本件犯人隠避教唆事件の被疑者として、通常逮捕された。
- (2) 原告は、同月17日、本件犯人隠避教唆事件について、勾留された。
- (3) 横浜地方検察庁検察官は、捜査を遂げた上、同年11月5日、横浜地方裁判所に対し、原告に対する公訴提起をした。
- (4) 横浜地方裁判所は、令和2年2月3日、本件犯人隠避教唆事件につき、有罪判決を宣告した(乙2号証)。
- (5) 原告弁護人は、同日付けで控訴し、現在も控訴審係属中である。
- (6) なお、訴外 については犯人隠避教唆等、訴外 については犯人隠避につき、平成30年11月5日、公判請求され、いずれも、平成31年1月30日、有罪判決を受けている(訴外 及び訴外 は、上記刑事裁判で公訴事実を認めていた。)(乙3号証)。

第3 被告の主張

1 はじめに

本件は、原告が、検察官らの取調べにおける違法行為によって精神的苦痛を受けたとして、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、1100万円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を請求する事案である。

しかし、以下に詳述するとおり、検察官らの取調べが国賠法上違法となるものではないことは明らかであり、原告の主張は失当である。

2 国賠法1条1項の「違法」の意義

国賠法1条1項の「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）。すなわち、公権力の行使に当たる公務員の行為が国賠法1条1項の適用上「違法」と評価されるためには、当該公務員が、損害賠償を求めている個別の国民との関係で職務上の法的義務を負担し、かつ、当該行為がその職務上の法的義務に違背してされた場合でなければならない（職務行為基準説）。

3 検察官による取調べについての違法性の判断基準

検察官による取調べ（刑事訴訟法198条1項）は、単なる弁解の聴取ではなく、真実の発見を目標として行われるものであるから、取調官が、虚偽の供述をしていると思われる被疑者に対して真実を述べるように説得することや場合によっては追及をすることも許されると解される。もっとも、拷問（憲法36条）、暴行陵虐（刑法195条1項）により、黙秘権（憲法38条1項）を侵害して自白を得る態様で行われる被疑者の取調べは許されない。さらに、捜査手続といえども、個人の尊厳を基本原理とする憲法の保障下にある刑事手続

の一環であり、刑事訴訟法も、公共の福祉の維持と基本的人権の保障を全うしつつ事案の真相を明らかにすることを目的としているものである（刑事訴訟法1条）から、暴行、脅迫等に至らない場合であっても、こうした人権を不相当に侵害するような態様での取調べは許されない。

そこで、当該取調べが国賠法上違法なものかどうかは、取調べの対象となった事案の内容・性質、被疑者に対する嫌疑の程度、被疑者の供述内容を始めとする取調べ時点における証拠関係の下での取調べの必要性・目的等の諸般の事情を勘案して、当該取調べが社会通念上相当と認められる範囲を超えるものかどうかを個別的、具体的に判断すべきものと解される。このことは、国賠法上の違法性判断につき、職務行為基準説を採ることからしても当然である。

4 原告の主張には理由がないこと

原告は、検察官らの取調べにおける違法行為によって精神的苦痛を受けたとして、具体的には、川村検察官の取調べ中の各発言を挙げた上で、それら発言が①黙秘権侵害、②弁護人依頼権侵害、③人格権侵害に該当する旨主張している。

しかし、原告の各主張は、川村検察官の発言の一部分を切り取った上で、その趣旨を曲解したもので、不当である。

検察官は、取調べにおいて、真実発見のために、前記3のとおり、虚偽の供述をしていると思われる被疑者に対し、真実を供述するように説得したり、場合によっては追及をすることも許されている。そして、当該取調べが国賠法上違法かどうかは、前記3のとおり、取調べの対象となった事案の内容・性質、被疑者に対する嫌疑の程度、被疑者の供述内容を始めとする取調べ時点における証拠関係の下での取調べの必要性・目的等の諸般の事情を勘案して、当該取調べが社会通念上相当と認められる範囲を超えるものかどうかを個別的、具体的に判断すべきものであるから、当該取調べにおける検察官の発言の一部分を

切り取って、その違法性を判断するのは相当ではない。

この点、本件犯人隠避教唆は、前記第2の1のとおり、原告が、訴外■と共謀して、自ら考案した虚偽のストーリーを訴外■に伝えて、警察官に虚偽の事実を申告させた事案であるが、原告が「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」弁護士（弁護士法1条1項）であることや、原告が弁護士としての知識を悪用した点において、犯情が特に悪質というべき事案である。

そして、原告が平成30年10月15日に本件犯人隠避教唆事件の被疑者として通常逮捕されるまでに収集された各種客観的証拠や、訴外■、訴外■及び同人が運転する事故車両に同乗していた訴外■（以下「訴外■」という。）の各供述によれば、原告が、訴外■の刑事責任を免れさせるために、訴外■に対して、警察官に虚偽の事実を申告するよう依頼したことの高度の嫌疑があった一方で、原告は、逮捕前における在宅の取調べで否認していたのであるから、原告を逮捕して罪証隠滅のおそれ等を防止した上で、原告を取り調べる高度の必要性があった。

そこで、川村検察官は、原告と訴外■との関係、本件犯人隠避教唆に至る過程で訴外■らの検挙を免れさせるために行った弁護活動や、証拠隠滅工作、本件犯人隠避教唆が与える社会的影響、原告の刑事司法に対する態度等に鑑みて、原告の取調べにおいて、証拠を示したり、在宅段階における原告の弁解の不合理性を迫及したりしながら、真摯な反省に基づいて真実を供述するよう説得をしたのであって、各取調べにおける川村検察官の発言を全体としてみれば、川村検察官の発言は、そのような趣旨でなされた発言であって、およそ原告の人格、弁護士としての能力及び弁護活動等を侮辱する趣旨でなかったことは明らかである。

そして、原告が訴状で挙げた川村検察官の各発言の正確な趣旨は、本準備書

面第1の4ないし5（4ないし14ページ）で述べたとおりであり、以上の諸般の事情を考慮すれば、川村検察官による取調べは社会通念上相当であったと認められる。

これに対して、原告は、本件犯人隠避教唆の悪質性、証拠関係、原告の供述態度等の諸般の事情を考慮することなく、川村検察官の発言の一部を切り取って、①黙秘権侵害、②弁護人依頼権侵害、③人格権侵害があったと主張しているにすぎず、川村検察官の取調べが社会通念上相当と認められる範囲を超えていたことを認めるに足る主張、立証をしていない。

5 小括

以上から、川村検察官による取調べに国賠法上の違法は認められない。

第4 結語

以上のとおり、被告に対する請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上